

飯田市中小企業振興資金

「新型コロナウイルス対策資金」について

新型コロナウイルス感染症による経済変動の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援することを目的に、飯田市では新たに市独自の制度資金および利子補給を設けています。

1 新型コロナウイルス対策資金（制度資金）

貸付限度額	50,000千円
金利	年0.8%
貸付期間	10年以内（据置2年以内）
貸付対象者	以下のいずれかに該当する方 ア セーフティネット保証4号の認定を受けた方 イ セーフティネット保証5号の認定を受けた方のうち、全体の売上高等が15%以上減少している方 ウ 危機関連保証の認定を受けた方
信用保証料	全額を補助
必要書類	・通常の制度資金の申し込みに必要なもの ・セーフティネット保証、又は、危機関連保証の認定書の写し（同時提出も可）
その他	・事業実績1年未満の事業者等については、セーフティネット保証、及び、危機関連保証の認定基準に準じて利用できるものとする ・令和3年4月より借換えも可とする（1回まで）

2 新型コロナウイルス対策支援事業（利子補給）

初めて新型コロナウイルス対策資金を利用された方に対して、当初12か月分の利子補給を行います。融資実行後6か月後を目途に通知を送付しますのでお手続きをお願いします。

補助事業	新型コロナウイルス対策支援事業
対象者	新型コロナウイルス対策資金を利用した方 ただし、既に以下の利子補給を受けた方の借換えは除く ・新型コロナウイルス対策資金（同資金での借換え） ・新型コロナウイルス対策借換え支援補助金
補助対象経費	新型コロナウイルス対策資金の当初12か月分の支払利子額

※詳しくは飯田市金融政策係（電話：0265-59-7161）までお問い合わせください。